

令和3年第3回（9月）定例町議会

（第4日 9月16日）

開会 9時30分

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

会議を開会する前に申し上げます。4番、堤豊君から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。ただいま出席している議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第1、認定第1号 令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、芹澤孝君。

〔第1常任委員長 芹澤孝登壇〕

○第1常任委員長（芹澤 孝君） おはようございます。

それでは、第1常任委員長報告を行います。令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、

第1常任委員長報告。

第認定第1号「令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について」は、令和4年9月8日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。

議会会議規則第71条の規定により、第1常任委員会・第2常任委員会の連合審査会を、9月8日、9日及び12日に町長、副町長、教育長及び、企業課長を除く各課長・局長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算」は、歳入総額87億702万3,756円、歳出総額81億569万8,945円で、差引額6億132万4,811円が、繰越額となります。前年度決算額との対比では、歳入は10億5,853万円、率にして10.84%の減。歳出は12億6,585万円、率にして1

3. 51%の減となりました。

歳入の主な増は、地方交付税1億8,720万6千円の増、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金9,655万2千円の皆増、ガラス文化振興基金繰入金9,673万6千円の皆増です。

主な減は、特別定額給付金給付事業費補助金7億6,140万円の皆減、地方創生交付金4億7,133万2千円の減、ふるさと応援寄附金2億8,332万2千円の減です。

前年度より大幅な歳入減となったのは町の財政の構造的なものではなく、新型コロナウイルス感染症対策の国策による影響ですが、ふるさと応援寄附金の減は検証が待たれます。

歳出で主な増は総務費の循環型社会構築事業委託9,629万8千円の皆増、商工費の緊急事業継続支援金1億246万6千円の皆増、黄金崎クリスタルパーク用地購入費2億5,201万4千円の皆増、サンセットコイン利用料（付加補助分を含む）2億2,733万8千円の皆増、民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金9,420万円の皆増、諸支出金の森林整備基金（元金積立）1億39万3千円の増です。

前年度と比較して主な減は特別定額給付金関連経費7億6,400万8千円の皆減、津波避難タワー等整備工事（繰越明許分）1億5,296万6千円の皆減、CHIICAカード代2億2,209万3千円の皆減、営業自粛協力給付金2億2,913万6千円の皆減、営業継続支援金1億1,760万円の皆減です。

歳出は橋梁長寿命化、道路法面工事等の皆減もありましたが、歳入同様、国策事業の特別定額給付金・営業自粛協力金給付金・営業継続支援金の各事業が皆減になり前年度と比較すると大きな減となりました。

審査では、主に次のような質疑がされました。

- 1 質疑 地域おこし協力隊が国内旅行業務取扱い管理者試験を受けたが、合格できなかったと聞く。町からお金が出てる以上は、合格できるようきちんと取り組むべきではないか。

回答 今後、町のお金を使って受験するのであれば、しっかり勉強して合格するように伝えます。

- 2 質疑 起業促進事業委託金は、講演会、講義、面談等の実施が15日で350万円となっている。私の経験では講習会で中小企業診断士等呼んでも、1日5万円以下なので350万円は高い。担当課は事業内容を把握しているのか。

回答 担当課の職員は、それら事業に参加して、実際に講演を受けたり、面談にも同席するなどして、事業の内容については把握しております。

3 質疑 業務委託で養殖調査を行っているが、成果が出ないものについては少しカットして、成果が出そうなものに力を入れるなど強弱をつけるべきでないか。

回答 育つものは何かという調査を今させていただいています。育つものが何かわかれば、それらの種を植えることで今後につなげていきたいと考えていますので、その調査を令和3年度に行いました。できるものが確実に分かるように、今後努力していきたいと思います。

4 質疑 高齢者のバス回数券の1回の購入限度額が、5冊5,000円分だが、通院等で修善寺までバスを使う場合、1回の限度額でバス代1回分しか購入出来ないため、通院のたびに購入することになる。回数券を購入する方は高齢であり、購入する際にもバスを利用するなど大変な負担になっている。購入限度額の引き上げはできないか。

回答 来年度に向けて検討させていただきます。

5 質疑 放課後児童クラブは仁科小以外にも設置希望があるのに、いつも支援員が確保出来ないというところで逃げています。支援員を確保できない要因は支援員の資格保持の問題なのか、報酬の問題なのか。

回答 支援員の募集は、資格の件と一つの仕事として成り立つということに合わせて今後広報していき、多くの人を集めて他の地区でも実施できるよう、今後詰めていきたいと思います。

6 質疑 浄化槽の検査は毎年地元業者が行っているが、最近、県から浄化槽法定検査申込書が各家庭に届いている。対応はどうしたらよいのか。

回答 二重に同じような検査をしても意味がないと思います。県の検査を受けるのであれば地元業者の検査をなくすか、地元業者の検査項目に含めて、県の検査を免除してもらうなどは可能ではないかと思いますが、県がどのような施策で反映するかわかりません。現場の声ということで上げていきたいと思います。

7 質疑 地籍調査を進めているが、公図と現地との誤差が生ずることはないのか。

回答 当然誤差が出てきますが、調査結果を土地所有者に見ていただいて、それぞれの土地境界を納得していただいてから法務局に登録することになります。その誤差を納得していただければ、境界の確定ができないため、そのような作業を行っています。

8 質疑 仁科川の農業用水のための風船ダムが損壊し、修理困難で産業廃棄物と化してい

る。処理については設置者である県に強く申し入れるべきではないか。

回答 県の所有物ですので取壊しのお願いはしますが、簡単に頭を縦に振ってくれないと思われま。その様な状況になった時、川の中に大きなビニールの構造物を、そのまま残すのは好ましくないと思われるため、最後の片づけについてはしっかり協議をしたいと思ひます。

- 9 質疑 田子・安良里の水門陸閘の電気通信点検業務委託は、緊急対応に備えて町内の業者を使うべきでないか。

回答 緊急時に、地元業者がすぐに駆けつけていただければ助かりますので、技術的なことがクリアできれば、利用を検討したいです。

- 10 質疑 西伊豆町グリーンツーリズムは高齢化が進んでいると聞くが、この先も継続して業務委託できるのか。

回答 主要メンバーの高齢化により代替わりをしましたが、現在の会長は移住者のワサビ農家さんです。その他にも移住してきた若い夫婦もメンバーに加わり手伝ってくれています。業務委託もできる範囲内でお願ひしており、継続して委託していきたいと思ひます。

- 11 質疑 堂ヶ島天窓洞の花火よる影響調査の結果は。

回答 今回4箇所に振動計を設置しまして、花火の打ち上げの約27分間その振動について調査しました。その結果、特に花火の影響はさほど大きなものではなく、花火大会を継続して実施することが可能という判断が下されました。

- 12 質疑 コロナの影響により消防団の救急救命講習が昨年度に続き行われなかった。救急救命向上のために、できる人を増やすべきと考えるが、講習会を開催することはできないのか。

回答 今年度については、できるだけ感染対策を実施して、救急救命講習会を行う方向で考えております。

- 13 質疑 不登校児童の保護者は精神的負担が大きいが相談対応はどのようになっているか。

回答 学級担任から、保護者の方との連絡を定期的にとっています。年学期の終わりには3者面談をやりますので、そのような場での相談もありますし、スクールカウンセラーが巡回していますので、保護者や学校からの要望によって、保護者とスクールカウンセラーとの面談もすることが出来ます。そういう中で保護者のケア

なども図っています。

14 質疑 文教施設整備事業進入路の、今後の利用方法についてはどのように考えているのか。

回答 進入路は学校が建設され且つ避難所にもなるとの前提でしたので、災害の面も含めて最終的には本線活用と考えていましたが、文教施設の建設地と旧西伊豆中、仁科小の跡地利用等も決まっておらず、地域からの本線要望があれば整備も検討しますが、今は何も決まっていない状況です。取り壊すにも当然費用がかかりますので、置いておくのがよいのではないかと考えています。

以上の他にも建設的な多くの質疑がありましたが割愛しました。

審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上

○議長（山田厚司君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） これより、討論を行います。先に、原案に反対者の発言を許します。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 2款総務費1項総務管理費12目地域開発費13節使用料及び賃借料のうち、住宅使用料に契約ができていないにもかかわらず、できていると誤認して、支払いが行われたものがあり、改善の見込みが薄いことから、反対します。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 当決算書は予算書に基づいて町の隅々に至り、実行されていると思います。思いますので、この決算については賛成いたします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第1号 令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手多数です。

よって、認定第1号は認定することに決定しました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第2、認定第2号令和3年度、西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、芹澤孝君。

〔第1常任委員長 芹澤孝登壇〕

○第1常任委員長（芹澤 孝君） 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について第1常任委員長報告

認定第2号「令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、令和4年9月8日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。

委員会は、9月12日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、納税徴収係長、課税係長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算」は、歳入総額12億4,489万8,644円、歳出総額12億1,218万5,173円で、差引額3,271万3,471円の繰越額となり、前年度決算額との対比では、歳入は金額で7,095万円、率で6.04%の増、歳出は金額で7,769万2千円、率で6.85%の増となりました。

歳入の主な増は県支出金が前年度比6,525万円の増となりました。これは保険給付費の増加に伴い、普通交付金が増となったことによるものです。歳出の主な増は保険給付費が前年度比6,318万4千円の増となりました。これは入院及び入院外にかかる医療費が増加したことによるものです。被保険者数は、令和3年度末で、2,212名で昨年から51名減となりました。

た。被保険者の内65歳以上75歳未満の前期高齢者数は1,303名で、58.9%を占めており
す。

審査では、主に次のようなことが質疑されました。

1 質疑 一人当たりの医療費合計が平成30年度に36万円程度だったものが、ここ3年で40
万円超えて高止まりしてる。担当としてこの状況をどのように分析しているか。

回答 精神関係の入院が多い傾向がありますので、これが一つの要因かと思います。県
内比較で見た場合でも精神の入院医療費の割合が非常に多くなっていますが、町
がどうにかできるもではなく難しいところです。

2 質疑 対象者への高額療養費の通知はどうなっているか。

回答 月ごとに、そのレセプトをもとに高額の計算した情報が届きます。それをもとに
健康福祉課から対象となる方に、その内容の分かる申請書をお送りしています。

3 質疑 国保税の欠損処分の対象となるのはどのような場合か。

回答 欠損処分は、生活保護の方、もしくは所在不明の方、本人が亡くなり相続人不存
在である方、相続人の調査をしてもわからない方等、これらの方の滞納金を執行
停止しまして、3年経過したものから順次、欠損させてもらうという形になって
います。昨年度は、即時欠損と5年時効は発生しませんでした。

4 質疑 特定健診事業における動機付け支援、積極的支援の実施率、終了率が上がってこ
ないことについては、どのように考えているか。

回答 最新のICTを使い、いろいろな分析をした上で、一人一人に合わせた、受診勧奨
ができるようなものが開発されています。全国的に実績も上がってるということ
で、西伊豆町も今年度それを新たに試していきたいということで準備を進めてい
ます

以上の他、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上。

○議長（山田厚司君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

○議長（山田厚司君） 先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。この決算に対する委員長報告は認定とするものです。認定第2号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第3、認定第3号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1 常任委員長、芹澤孝君。

〔第1 常任委員長 芹澤孝登壇〕

○第1 常任委員長（芹澤 孝君） 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について第1 常任委員長報告

認定第3号「令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、令和4年9月8日の本会議において、第1 常任委員会に付託となりました。

委員会は、9月12日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、納税徴収係長、課税係長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」は、歳入総額3億2,463万5,691円、歳出総額3億2,421万937円で、差引額42万4,754円の繰越額となり、前年度決算額との対比では、歳入は金額で2,513万6千円、率にして8.39%の増、歳出は金額で2,506万9

千円、率にして8.38%の増となりました。歳入の主な増は諸収入が前年比1,878万4千円の増額で、これは広域連合負担金過年度返還金2,099万円があったためです。歳出の主な増要因は過年度返還金を一般会計に繰り出したためです。加入人数は令和3年度末で2,114名。昨年と比較しまして5名増となっております。

審査では、主に次のような質疑がされました。

- 1 質疑 65歳から75歳未満で、一定の障害がある方も後期高齢者医療となるが、令和3年度は対象障害者の増え方が大きいなぜか。

回答 65歳以上の重度障害者については、制度的に後期高齢者医療へ移れるようになっていきますので、保険料が安くなることを説明して後期高齢者医療への移行を進めており、随時勧奨しているためではないかと思えます。

- 2 質疑 システム保守点検業務委託費、68万9,590円はシステム保守点検としては高いのではないか。

回答 被保険者数、人口なども加味されて、基本的にベースとなる月額何万円というものがあります。金額も同規模の町は統一されていますので、相場と言えると思えます。

以上の他、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上。

- 議長（山田厚司君） 第1常任委員長の報告が終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

- 議長（山田厚司君） 先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第3号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、認定第3号は認定することに決定しました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第4、認定第4号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、芹澤孝君。

[第1常任委員長 芹澤孝登壇]

○第1常任委員長（芹澤 孝君） 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について第1常任委員長報告。

認定第4号「令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、令和4年9月8日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。

委員会は、9月12日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、納税徴収係長、課税係長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算」は、歳入総額13億9,943万8,173円、歳出総額12億3,182万3,042円で、差引額1億6,761万5,131円の繰越額となり、前年度決算額との対比では、歳入は金額で9,217万9千円、率にして6.18%の減、歳出は金額で8,823万3千円、率にして6.68%の減となりました。歳入の主な前年度比は、国庫支出金3,469万2千円の減、支払基金交付金1,758万4千円の減、及び保険料が2,301万円、7.85%の減となりました。これは保険料の改定と第1号被保険者数の減少によるものです。歳出の主な前年度比は、保険給付費4,698万5千円の減、これは介護認定者数の減少によるものです。諸支出金が3,477万5千円の減となりました。これは介護給付費等交付金、地域支援事

業交付金等の返還金が減少したことによるものです。介護給付等支払準備基金は、積立を行い、決算時には2億3,106万2千円となりました。令和3年度末の介護認定者数は要支援の1、2が113名、要介護1から5が500名、介護認定者数は613名で、前年度末から17名の減となりました。

審査では、主に次のような質疑がされました。

- 1 質疑 介護医療院だけ延べ利用者が前年16人から130人と大幅に増えたのはなぜか。

回答 介護医療院は、医学的管理下での介護や日常生活上の世話をを行うことを目的とし、住宅での生活ができるかどうかを定期的に検討して記録し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うという施設ですが、最近、病院のほうで特養への紹介はまずなく、こういった施設への転院を勧めていることがあるのかと思います。この利用が増えると保険給付費への影響がでてくるのではないかと危惧しています。

- 2 質疑 介護住宅改修は理学療法士、事業者、ケアマネジャー、それから家族、の日程調整と話し合いに時間がかかり最終的に工事認可がおりまでがすごく遅い。中には面倒なので自費でやるという人もいる、工事認可までをスムーズに進めることはできないか。

回答 以前に比べしっかりと精査をしているためだと思いますが。細かくなり過ぎてスムーズにいかないことと、日程調整が難しいということについては、令和5年度の事業につながるように、課の中で検討させていただきます。

- 3 質疑 今年も基金積金を含めると約2億2,000万円の余剰金がでている。それを繰越として毎年単に回しているのは、予算の使い方として効率的でないのもう少し基金積立を増やしたらどうか。

回答 今回基金積立金は増やしません。令和3年のこの決算結果と同様令和4年も基金積立ができるくらいであれば、今度の9期のときは、保険料をもう少し下げることができると考えています。

以上の他、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上。

○議長（山田厚司君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

これより、討論を行います。先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第4号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、認定第4号は認定することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時 9分

再開 午前11時47分

○認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、認定第5号令和3年度西伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、堤和夫君。

〔第2常任委員長 堤和夫登壇〕

○第2常任委員長（堤 和夫君） 令和3年度水道事業会計決算認定について、

令和3年度水道事業会計決算認定について第2常任委員長報告。

認定第5号「令和3年度西伊豆町水道事業会計決算認定について」は、令和4年9月8日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。

委員会は、9月12日に副町長、企業課長、業務係長、水道温泉係長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和3年度西伊豆町水道事業会計決算」は、収益的収支の収入では、営業収益1億7,720万1,581円、営業外収益1,604万4,728円、全体で1億9,324万6,309円です。支出では、営業費用1億7,262万9,010円、営業外費用814万723円、全体で1億8,076万9,733円です。収益的収支の純利益は886万8,490円で、対前年度比111万5,838円の増益となっています。なお、令和3年度も昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響もあり、収入全体では収入減となりました。新型コロナウイルス感染症の影響は不透明ではありますが、今後も利用者の継続的減少による水需要の減少は続く予想され、収入減が懸念されます。また、資本的収支では、収入は他会計から繰入金、346万3,000円、その他補助金が0円となり、収入全体では346万3,000円となりました。支出は、改良費（工事請負費）1,698万4,000円、改良費（委託料）が1,023万0,000円、地震対策事業費（委託料）が1,039万1,700円、資産購入（車両運搬具）95万5,078円、企業債償還金が728万4,717円で合計4,584万5,495円となりました。なお、資本的収支の不足額4,238万2,495円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額350万5,525円及び過年度分損益勘定留保資金655万1,578円、当年度分損益勘定留保資金3,232万5,392円で補填しています。

審査では、主に下記のような問題が質疑されました。

- 1 質疑 有収率が昨年と比べると0.38%アップの78.22%となっている。80%の壁はそんなに高いのか。

回答 毎日のデータを地区ごとに確認し、いつもより水道使用量が多いと思われる地区は、漏水調査を業者に依頼しています。漏水箇所が判明した場合は、早急に修繕していますが、80%にはなかなか届きません。

- 2 質疑 令和3年度の供給単価が123円71銭と令和2年度に比べて、18円82銭も高くなっているが、今後もこの傾向は続くのか。

回答 給水原価が供給単価を上回りますと、水を供給すればするほど赤字になります。

数年後はこうなっていくという予想をしておりますので、その辺を考えながら経営をしていきます。

3 質疑 田子高区及び井野配水池耐震診断業務委託はどのような内容か。

回答 株式会社蓮池設計に、地質調査業務と耐震診断業務を依頼しました。

調査の結果、対象施設は補強あるいは改修が必要という診断結果がでました。

以上の他、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上。

○議長（山田厚司君） 第2 常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 質疑2のところですけども、供給原価が123.71円で昨年度よりも上がっていると。資料見ますと、給水原価が117円73円です。この回答は、数年後にこうなっていく、つまり、数年後には、供給単価のほうが高いという回答なんですけども、現実には、もう令和3年度に、供給原価のほうが高くなってるわけですよね。で、これの要因、多分コロナだとかそういうことあると思うんですけどもう少し踏み込んだ、解析なり説明があったんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 9 番、堤和夫君。

○第2 常任委員長（堤 和夫君） 今高橋議員がおっしゃられたコロナの要因でちょっと、令和2年度に比べても高くなり過ぎてた、高くななり過ぎたというか、普段よりも高くなっているんじゃないかというような回答はありました。

○議長（山田厚司君） 6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） やっぱりこれはね、コロナでどれだけの影響があって、供給単価が18円何が上がったかというところをきちっと解析しないと、コロナコロナでそのまま、だから高いんだ、じゃなくて、数年後にはコロナの影響がなくても、上がっていくんだという見込みをしてるわけですよね。ですからもう少し、やはり、緻密なね、やっぱり分析をして、報告をいただくべきだと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（山田厚司君） 9 番、堤和夫君。

○第2 常任委員長（堤 和夫君） 当然、全体の町の人口が減っているわけですから、この

辺は水の使用量も減ってくる。こういうふうな傾向を示すと思っている、そういう回答があります。ただ今回ですねコロナで、水の6割強、ホテルとかそういうところが使っておるんですが、その辺の予測は、難しいのでこういうふうになってきているんじゃないかと思えます。ですから総人口の減少、全体の水使用量が下がっていくというのはこれは趨勢であると思われま

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第5号、令和3年度西伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、認定第5号は認定することに決定しました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第6、認定第6号令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてを、議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、堤和夫君。

〔第2常任委員長 堤和夫登壇〕

○第2常任委員長（堤 和夫君） 令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について第2

常任委員長報告。

認定第6号「令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について」は、令和4年9月8日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。

委員会は、9月12日に副町長、企業課長、業務係長、水道温泉係長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算」は、収益的収支の収入では、営業収益9,136万551円、営業外収益97万375円、全体で9,233万926円です。支出では、営業費用8,037万3,624円、営業外費用352万3,500円、全体で8,389万7,124円です。収益的収支の純利益は740万4,880円で、対前年度比1,427万6,171円の減益となっています。

また、資本的収支では、収入は、負担金が536万2,500円皆増となりました。支出は、改良費が1,072万5,000円、資産購入費（機械及び装置）が39万6,000円皆増となり、資本的支出全体で1,112万1,000円となりました。なお、資本的収支の不足額575万8,500円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101万1,000円、過年度分損益勘定留保資金474万7,500円で補填しています。

審査では、下記のような問題が質疑されました。

- 1 質疑 燃料費の高騰で経営が厳しいとなると、水道料金と同様、料金の値上げも検討しなければならなくなるのか。

回答 水道料金は住民全員の方が対象となりますが、温泉料金の方は、一部利用者となりますので、負担が大きくなります。出来るだけ積立金のなかでやりくりをしていきたいと思えます。

- 2 質疑 温泉の加入状況で、全体では1年間5件の減少だが、その理由は。

回答 温泉を利用している所有者が死亡した後、お子さんなどは町外に住んでいる場合が多いです。温泉は廃止ではなく中止する場合でも料金の3分の1を納入しているため、その権利を放棄することが多くなってきており、温泉の加入率が減少しています。

- 3 質疑 貯湯槽等の改修工事は終了したのか。

回答 沢田地区の副配湯所の貯湯槽1基は改修しておりますが、計画では石綿管の古い温泉管の耐震管への布設替えを優先的に実施していくので、その後、貯湯槽等の

設備を改修していきます。

以上の他、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上。

○議長（山田厚司君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第6号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、認定第6号は認定することに決定しました。

◎議案34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第7、議案第34号 令和4年度道路メンテナンス国庫補助事業 宇久須隧道長寿命化対策工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第34号は、令和4年度道路メンテナンス国庫補助事業宇久須隧道長寿命化対策工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） では、議案表紙の中段ですね、読ませていただきます。

1、契約の目的 令和4年度道路メンテナンス国庫補助事業宇久須隧道長寿命化対策工事、2、契約の方法 指名競争入札による契約。 3、請負契約金額 6,660万5,000円。
4、契約の相手方 町内業者の株式会社丸協組さんになります。1枚おめくりください。宇久須隧道につきましては、昭和7年に架設され、90年が経過しております。令和2年度に、トンネル定期点検を行い、その際、3判定となった本件トンネルについて、令和3年度に詳細調査及び補修設計を実施し、令和4年度に補修工事を行いたいものになります。中段の工事概要を読ませていただきます。①モルタル吹付補強工、面積が1,009平方メートルになります。②はく落防止工、面積が0.6平方メートル、③照明施設取替工、1式、灯具が4基になります。④舗装打換え工、面積が323平方メートル。⑤区画線工、延長が155メートルございます。2、工期、議会議決の日の翌日から令和5年3月24日までとなります。1枚おめくりください。こちらは建設工事の請負仮契約書の写しになります。1枚おめくりください。こちらは工事の概略を説明した図面になります。令和2年度実施した点検で、トンネルの表面を覆っているコンクリート部分に、材質劣化による漏水や剥離が確認されました。材質劣化はトンネルの大部分で確認され、詳細調査の結果、表面から7センチ程度が劣化している状態であることがわかりました。そこで今回の工事では、トンネル全体の覆工表面から約7センチをはつり落とし、新たに7センチの厚さでモルタルを吹付けます。モルタル吹付につきましては、ラスを張りまして、特殊繊維とモルタルを配合させ強度や耐久性を高めた工法で吹付ます。説明資料の抗門正面図をご覧ください。黄金崎公園側の抗口部でトンネル銘板の周辺に浮きが確認されました。変状原因は、材料の経年的な劣化により、銘板背面に空洞が生じていると推測されます。浮き部分の剥落により、利用者被害が懸念されるため、特殊な接着剤を内部に充填し、浮き部を接着する特殊工法で施行します。既設照明施設については、覆工コンクリートのはつりに伴い撤去し、既設ナトリウム灯をLED灯へ更新します。抗内道路には、経年劣化によると思われる亀甲状のひび割れや、ポットホールが見られ、利

用者被害の懸念があるため、舗装の打換えと区画線の設置を行います。またイベント等で歩行者が通行することも多いことから、緑色の歩行者通行体、緑色に色を施したものになりますが、それを設置して、歩行者の安全対策を実施します。施工に際しましては、迂回路がない路線であり、道路幅員も狭いため、片側交互通行も難しく、日中は周辺観光施設への利用者も多いため、夜間工事を基本とします。昼間は通行できるようにして、利用者の利便性を確保します。また日中の通行を可能にさせるため、仮設足場を設置せず、高所作業車等により施工します。工期は6ヶ月程度を予定しており、現地での作業は、3ヶ月半程度を見込んでおります。以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑よろしいですか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） この案に直接関係あるかどうかわかりませんが、先ほど説明あったようにですね、これ交通の制限ができないので、夜間工事という説明がありました。とすればですね、黄金崎公園のどちら側からも、今落石だとか、そういうものが非常に多いわけですね。これ地元からの要望も出てると思いますし、現に、公園側では落石があって住民2人がケガをしてるわけですね。こういう状況からして、予算書を見ても、これに合わせて実施しますという、どこかで説明があったんですけども、予算書にその辺の工事の、費用が盛られてないんですけども、この前後の落石だとかそういうものの防止対策ってのは、どのように考えてますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 今回の国庫補助事業は、道路メンテナンス事業ということで、法面对策等の部分がちょっとこの工事に含まれなかったということでございます。その前後の法面の対策はまた別途、工事のほうを計画して、今年度予算は盛っておりませんので、来年度に計画をさせていただくことで、計画を進めてまいります。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） この議案とご関係ないんで、あんまりやりたくないんですけども、これと、工事と並行してやりますと、いう回答してるじゃないですか。なぜかっていうと、やっぱりここを止めて、観光客等の通行に影響しないようにということで、そういう答弁したと思うんですね。なぜそれが来年度なんですか。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 確かに過去にそういう発言があったようですが、今回この工事は夜間工事とさせていただいております。法面の対策工事については、日中の片側交互通行等で、行うことが想定されると思いますので、ちょっと同時にというのは、そういった面でできなかったため、来年度以降でまた新たな工事として計画を上げさせていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、今の答弁ってのはちょっと納得できないんですよ、これケガした人にもですねこれトンネルのこういう工事があるんで、それまでは、今コンパネを敷いて、ここを通らないでくださいっていうような格好にしてありますよね。ですから、令和4年度に、黄金崎隧道の工事をやるんでそのときに同時にやりますと、こういうことでケガした人にも納得してもらってるわけですよ、我々、報を受けた人とすればね、それを、別に全面通行止めにしなくてできるんで、これ来年にしますってのはちょっとお粗末な回答ですよ。ぜひ今年度中にやってくださいよ。本当に議案と関係ないんで申し訳ないんですけども、直接は関係ないんですけどもその工事に関連したことなんでね、もう一度検討してください。返事ください。

○議長（山田厚司君） はい、産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 早期長期に対策できるように、計画のほうを進めてまいりたいと思います。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。ちょっと待ってください。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 自分の目で確認していないのでそこをお許しいただきたいのですが、ここのトンネルというのは、昔から天井部分に斧が埋まっているとかってそういうのがちょっと伝わっていて、確かに、何十年か前はあったんですけど、まだ、今、柄だけはある

って言ってる人もいるんですが、そこの保存を今回のこの工事のときにしっかりしてもらいたって言っている方たちもいるのですがその辺のところはどうなのでしょう、伺いたいです。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 昔は難工事のトンネル工事みたいなものですね、斧であったり鶴嘴みたいなものを、記念として残すっていう風習が一般的にあったというふうに聞いています。このトンネルについても、そういったものが露出して出てたわけですが、通常は埋め込んでやるものであって、決して管理上好ましいものではないというふうに、私どもは考えております。柴区さんのほうからそんな話をいただいておりますが、施工業者と現地で話をしたところですよやはり、そこの分を残すのは難しいのではないかという見解でおります。はい。何て言いますかね、観光資源として残したいっていう、そういったニュアンスでご要望があったんですけどもね。すごく特殊なものであれば、そういったものを残す必要があるかと思うんですが、全国的にそれは、ごく一般的なものだろうと。いう解釈で、しかも、ちょっと言い方悪いですけどもホラーの名所みたいな、そういった、ホラーね、ちょっと、心霊スポットじゃないですけど、そういう扱いで一時あそこが、取り沙汰されたということがあって、観光名所としてのそういった取扱いってのはどうなんだというところがございまして、その同じものは現存しないので、そこは通常どおりの対策で、モルタル吹付をやらせていただけないかなというふうに今考えております。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そのようなことはもう、区のほうにお伝えになってるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 8月に地区要望書という形で提出されたんですけど、まだ正式な回答はしておりません。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 確認ですけど、これ図でいけば右下の標準断面図ってのは、公園側から見た図ですよ、左側にグリーンベルトですね。これですとグリーンベルトは30センチの幅で、いわゆるラインを引くということですよ。この左側の残り500ぐらいですか、ここだとか、右側は舗装の打ち替えはしないということですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） まずグリーンベルトは、80センチの幅ですね。壁面から道路中央に向かっては80センチの、色を塗布するということです。舗装する箇所についてはこの赤色で図示した範囲になります。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君

○6番（高橋敬治君） 今80センチの幅って言いましたけどそこに薄層のカラー塗装、グリーンベルト、Wワイド=0.3メートルってなってるじゃないですか。0.3でしょ、これ8ですか。いやいや、下はそうですけど、このトンネルの標準断面図の左側に、薄層カラー塗装、グリーンベルト、幅、0.3メートルじゃないですかこれ。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） すいません。この図面で言うと、確かに高橋議員のおっしゃるように30センチしか、やらないという絵になっております。私の認識では80センチあるという認識でおったもので、そこの部分については、ごめんなさい施工の段階で、人が通行できる幅を確保するというので施工のほうをさせていただきたいと。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時2分

再開 午前11時3分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 大変失礼いたしました。施工はですね、区画線の白い線を引いて、その横に緑色の線を30センチ引くという、工法になります。説明が間違っていました。大変申し訳ございません。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうすると、舗装の打換えをする面がありますよね。これの一番歩行者側の30センチはカラー塗装しますよ。そして残りの50センチは、これ舗装の打換えも何もしません現状のままですよと、こういう理解ですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 今、高橋委員がおっしゃるとおりです。こちらの図面上に、C Oとか、A Sって書いてある記号があると思うんですけど、A Sってのがアスファル

トの部分ですね。COというのが、現状ここがコンクリートの部分なのでそこは手を付けないということになります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。はい。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 昼間の通行は確保される。

○議長（山田厚司君） マイクを使ってください、

○5番（芹澤 孝君） 昼間の通行は確保されるってんだけど、夜は工事を続行してるわけで工事をやりながら、昼間の通行安全、確保するってんだけど、工事してればいろいろやっぱ資材やら何やらあって、それで工事の途中で剥離するのもね、表面を剥離する場合でも完全に剥離しないで途中で終わるっていうような場合もあると思うんだけど、そういうことを考えると、安全対策っていう昼間の通行者に対する安全対策っていうのはどういうふう考えてるんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 国道のトンネルも、同じような方法でずっとやられていますね、部分的には当然、日中にやって片側通行にしてやってる部分が多いわけですけども、日中工事をやって片側交互通行にして、夕方撤去して、っていう状況でずっと少しずつ工事をやっている。そのような形で、今回も、必要最低限のものを持ち込んで、高所作業車で作業をやって、作業が終わったら、撤収して、現場に資材等を残さないという方法で対応していきます。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやだからね、それで作業車を撤去すれば終わりじゃないと思うんです。例えば高圧洗浄かなんかで剥離するっていう話だったんだけど、剥離の途中で作業も時間来たからやめちゃったら、車が通った振動で落ちるかもしれないよね。だからそういうのに対しては、何かカバーをすとかね。そういうことは、何らかの安全対策というか、小石でも落ちてくるかもしれないから、そういうことを考えていかないと駄目なんじゃないですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 剥離をして、その場で、モルタル吹付るっていう工程がワンセットでやるわけです。だから剥離させた状態で、では残りを次の日ということはありません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。議案第34号、令和4年度道路メンテナンス国庫補助事業宇久須隧道長寿命化対策工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

休憩 午前11時 9分

再開 午前11時14分

◎議案35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第8、議案第35号、令和4年度道路メンテナンス国庫補助事業岩谷戸橋長寿命化対策工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第35号は、令和4年度道路メンテナンス国庫補助事業岩谷戸橋長寿命化対策工事請負契約の締結についてでございます。詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） では、議案表紙の中段を読ませていただきます。1、契約の目的、令和4年度道路メンテナンス国庫補助事業岩谷戸橋長寿命化対策工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、6,325万円。4、契約の相手方は、伊豆の国市の有限会社サクライさんになります。1枚おめくりください。中段の工事概要を読ませていただきます。①塗装塗り替え工 面積が506平方メートル②支障モルタル補修工 1式、③防護柵塗り替え工 面積が203平方メートル④防護柵補修工 1式。⑤伸縮装置取替工 延長が26メートルになります。2、工期議会議決の日の翌日から令和5年3月24日までとなります。1枚おめくりください。建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。1枚おめくりください。こちらが、工事の概略を説明する図面になります。岩谷戸橋につきましては、昭和52年に架設され、45年が経過しております。平成28年度に橋梁点検、定期点検を行い、その際、3判定となった本橋を、平成30年度に詳細調査及び補修設計を実施し、今回補修工事を行いたいものです。今回工事では、点検時に健全度が悪い判定を受けた橋桁や横桁といった鋼材の防食機能の劣化について、塗装の塗り替えにより、機能回復を図ります。既存塗膜の撤去は、循環型ブラスト工法とって細かい金属粒子を、高圧で吹付け塗膜を剥がす工法で行います。循環型なので、吹付た金属粒子と塗膜カスを集塵し、機械により分離させ、金属粒子のみを再利用することで、産業廃棄物の発生を抑制し、環境負荷の低減を図ることができる工法です。なお、既存塗膜には、低濃度のPCBが含まれているため、安全対策を行いつつ実施します。説明資料側面図の起点側A1と書かれている部分をご覧ください。こちら、橋梁と橋台の接続部分に破損が見られるため、モルタルにより補修を行います。また局所的ではありますが平面図に記載されております。P2橋脚です、A2橋台の間のコンクリートの躯体部分にひび割れが生じている箇所がありまして、放置しておくことで腐食範囲が拡大する可能性があるため、今回補修を行いたいものです。防護柵につきましては、塗装がハゲている箇所や、手すりの接続部が爆裂している箇所、外部からの衝撃で湾曲している箇所が散見されるため、防護柵の補修と塗装を行います。平面図の各橋脚、橋台の部分ですが、伸縮装置と呼ばれる部材が、上部工の接続部分に設置されております。伸縮装置は、橋桁が温度変化や橋を通行する際の振動、車の振動等により、僅かながら伸び縮みする衝撃を、部材に与えないよう、隙間を空けておくために設置されております。伸縮装置の下には、支承という、上部構造と下部構造の間に設置されている重要な部材があるわけですが、詳細調査で、伸縮装置が非排水化されておらず、収縮装置の隙間から進入した雨水が原

因となり、支承部が腐食しやすい環境下であることが判明したため、雨水の侵入を防ぐために、非排水型の伸縮装置に交換を行います。施工に際しましては、足場を既設上部工からつり下げ、河川断面を侵さないように行います。塗装塗り替え工の塗膜除去作業時に、研磨剤を吹付ける際に、研磨カスが飛散しないよう、足場全体を養生シートを設置します。また作業員の安全対策のため、化学防護服や、呼吸保護フィルターを着用し、送気ユニット等により、作業環境の確保を行います。足場設置時と伸縮装置交換時は通行止めとなりますが、塗膜剥離や塗装などの主要な作業は、足場内での桁した作業になるため、この際は通行規制なしで行う予定であります。なお、迂回路としては、川の対岸の岩谷戸地区から海名野地区に行く道を使っていただくわけですが、交通整理員を配置して、通行の皆さまの安全性を確保いたします。以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。はい、

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 町の工事ですから、PCBが微量ですけども含まれてる、塗料にということで調査をして、前回、たしか800万の量が多いんで、800万の補正も入ったと思うんですけども、当然これ、塗装を剥離するということになれば、新しく法の改正があったアスベストの調査も必要なんですよね。確か決まり事によれば、請負金額は100万円以上の塗装工事、外壁塗装工事で、既存の塗装を剥離するものってのはアスベストの調査が必要なんですよ。これについてはやられてますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田 寿之君） 今、ご質問があった件については、大気汚染防止法の改正があって、令和4年4月から調査を義務化すると、一定規模のものですね。という法律になりましたよという、以前のご質問の内容なんですけど、そちらは、この工事についてはですね、元請業者さんが調査を行って、アスベストがあるかどうかというのを、書面をもって、発注者に説明しなさいっていうような内容の部分が該当するかと思います。ので、業者さんから、そういった報告が今後出てくるかなと思います。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今、建設課長のおっしゃるとおりですんで、そういう報告書が必ず、やっぱり、出てくるというよりもそういう報告書を業者が、国に報告したかどうかの確

認は、建設課で必要ですよってということで、質問させていただきました。いいです。はい。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） この橋は何色に塗りますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 色の名前分らないですけど昨年度、一色で塗っているみたいな色ですかね。そんなような色になると思います。ちょっと色名正しくは、ごめんなさい分かりませんが、

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい。

ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 以前、浜橋だったですかね、塗り替え工事を行った時は、剥離は、剥離剤を使ったと思うんですけど、今度はブラストで行うってんだけど、その返の変更っていうかこれ、同じ会社じゃないかと思ったんだけど、どうなんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 塗膜の剥離作業っていうのは、標準仕様書で、3種類定められておまして、一番完全に除去するっていう工法が今回の工法になります。2番目に、厳しい基準のものがそういう剥離剤を用いた工法が一番簡易な方法が、グラインダーみたいなもので、手作業で削るという作業ということになります。今回のこの岩谷戸橋についても、架設から何回も塗り直されているわけです。直近でも21年度に、平成ですね、21年度に塗ってるわけですが、そのときは、当然、PCBが含まれていない塗料で塗っております。ただ、剥離作業は、グラインダーで削るという、3種ケレンという方法なんですけど、で行っております。今回、PCBが検出されたというのは、もう本当に建設当時に、残っていた塗料が微量あるんじゃないかと、言うことになるんですよ。なので、今回の一番厳しい工法で、塗膜を完全に除去して、今後は絶対にPCBが出ないという状態にするという、主旨で行っているものであります。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第35号、令和4年度道路メンテナンス国庫補助事業岩谷戸橋長寿命化対策工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（山田厚司君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付しました資料のとおり議員を派遣したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣することに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山田厚司君） 日程第10、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長からも、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山田厚司君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて令和4年第3回西伊豆町議会定例会を閉会します。皆さんご苦労さまでした。

散会 午前11時29分